

株式会社プロフェッショナルバンク

貸 借 対 照 表

2026年 5月31日 現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	859,970	流動負債	439,904
現金及び預金	699,678	未払金	89,152
売掛金	113,760	未払費用	54,344
立替金	2,586	前受金	105,290
未収入金	13,002	預り金	13,475
前払費用	30,942	仮受金	26,125
		未払事業所税等	2,618
		未払法人税等	950
		未払消費税等	22,127
		賞与引当金	112,623
		返金引当金	13,197
固定資産	243,201	固定負債	162,249
有形固定資産	25,039	役員退職慰労引当金	162,249
建物	21,944		
工具器具備品	3,094		
無形固定資産	9,812	負 債 合 計	602,154
ソフトウェア	9,812	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	208,349	株主資本	501,017
敷金	94,774	資本金	100,000
保険積立金	13,309	資本剰余金	19,942
繰延税金資産	100,265	その他資本剰余金	19,942
		利益剰余金	381,075
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	356,075
		繰越利益剰余金	356,075
資 産 合 計	1,103,172	純 資 産 合 計	501,017
		負債及び純資産合計	1,103,172

(注1)：千円未満は切捨てにより作成しています。

(注2)：当期純利益 398,568 千円

個別注記表

自 2025年 6月 1日
至 2026年 5月31日

I 重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物については定額法、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年

工具器具備品 4年～10年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについて、社内における利用期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、過去の貸倒実績及び貸倒懸念債権がないため、当期において貸倒引当金は計上しておりません。

(2) 返金引当金

サーチハンティング事業及び人材紹介事業においては、紹介した求職者が短期間で退職した場合、收受した紹介手数料の一部を返金する制度を設けております。当該返金の支払に備えるため、売上高に返金実績率を乗じた金額を、売上高より直接控除する方法により計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

3. 収益の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

1. 人材紹介事業

人材紹介事業は、社員の採用を希望する顧客に対し、求める人材要件を整理したうえで、職務経歴・スキル・志向等の合う候補者を選定し、転職希望者を紹介するサービスです。そのため当該履行義務は契約に則り、候補者の入社受諾日、又は、入社時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

2. サーチハンティング事業

サーチハンティング事業は、社員の採用を希望する顧客に対し、着手金を得て、転職希望者だけでなく現職者も対象として、候補者を探し出し、紹介するサービスです。そのため着手金は、契約期間に応じて履行義務が充足される取引と判断し、均等按分し収益を認識しております。また、成功報酬は契約に則り、候補者の入社受諾日、又は、入社時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

3. その他

一部の公共系の案件については、契約期間に応じて履行義務が充足される性質の取引であることから、受取金を契約期間に応じて均等按分し収益を認識しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

II 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の数に関する事項
株式の種類 普通株式
発行済株式数 37,170 株

III 重要な後発事象

吸収分割による事業の承継

当社は、デロイト トーマツヒューマンリソース株式会社（以下「承継会社」という。）との間で2026年4月10日付で締結した吸収分割契約に基づき、2026年6月1日を効力発生日として、吸収分割により承継会社に事業の一部を承継いたしました。
本吸収分割により当社が分割した内容は、人材紹介事業部が2023年5月10日以降に締結している全契約および現預金79百万円であります。なお、本吸収分割に際し、当社から承継会社に対する対価の交付はありません。
本吸収分割が翌事業年度の当社の財政状態および経営成績に与える影響については、現在検討しております。

IV 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益の計上基準」に記載のとおりであります。

V その他の注記

(1) 資産除去債務に関する注記

当社は、不動産賃貸借契約等に関する敷金について、回収が最終的に見込めないと認められる金額（賃借建物の原状回復費用）を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用計上する方法によっており、資産除去債務の負債計上は行っておりません。
なお、当事業年度の負担に属する金額は、見込まれる入居期間に基づいて算定しております。